

た税制措置を講じること。

- (6) 中小企業高度化事業に係る特定資産の買換え、譲渡又は交換の場合の課税の特例措置を延長すること。
- (7) 団地組合の組合員の倒産等により、団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税について減免措置を講じること。
- (8) 火災共済協同組合が行う地震火災費用見舞金を地震保険と同様に保険料控除の対象とすること。
- (9) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入の対象に特定共済組合を含めること。
- (10) 商品券等に係る未引換分の収益計上の時期を延長すること等通達規定を見直すこと。
- (11) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (12) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。

3 組合の経営基盤を強化する税制支援の強化

- (1) 信用保証協会が受ける抵当権の設立登記等の税率の軽減の適用期限を延長すること。
- (2) 青色事業主の所得の勤労性を正しく評価した「事業主報酬制度」を創設すること。
- (3) 印紙税を廃止すること。
- (4) 償却資産に対する固定資産税を軽減すること。
- (5) 石化製品製造用ナフサやセメント等の製造用石炭に係る揮発油税、石油石炭税及び軽油引取税の課税免除措置を恒久化すること。
- (6) 中小企業における固定資産税の負担軽減として市町村の「条例による減免措置」の活用を奨励するなど真に実効ある固定資産税の軽減を図ること。
- (7) 交際費の資本金基準を3億円に拡大し、全額損金算入を認めること。
- (8) 中小企業の欠損金の繰戻還付期間を前3年程度に拡大するとともに、欠損金の繰越控除期間を現行の7年間から大幅に延長すること。
- (9) 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の緩和、納税猶予制度の適用対象の拡大、担保付き事業用資産の評価額の一定割合の減額特例等を認めること。
- (10) 同族会社の留保金課税制度を廃止すること。
- (11) 中小企業に対する事業所税を廃止すること。
- (12) 利子税及び延滞税の金利を引き下げること。
- (13) 指定寄付金の範囲及び寄付金の損金算入限度額を拡大すること。
- (14) 廃棄物・リサイクル対策や環境汚染の防止などに係る環境関連税制措置の延長及び対象となる施設・設備の範囲、償却率、課税標準特例を充実すること。

4 税制等の抜本改革への中小企業の意見の十分な反映

- (1) 消費税の安易な引き上げは行わないこと。また、消費税の申告期限の延長を認めること。
- (2) 中小企業に負担増となる環境を名目とした新たな税の導入は行わないこと。
- (3) 税制の簡素化及び税と社会保険料の事務の一元化を図ること。
- (4) 中小企業の会計については、国際化の影響を遮断し、確定決算主義を維持するとともに、中小企業の会計基準は、中小企業の身の丈に合ったものを新たに策定すること。

Ⅲ 中小企業の経営の安定化

Ⅲ-1. 金融

資金繰り対策の継続及び 中小企業金融機能の拡充

1 急速な円高の進行による景気の下振れリスクやデフレ継続により中小企業を取り巻く経営環境は厳しく、中小企業の資金繰り対策については引続き、万全の措置を講じること。

2 中小企業が安定的に成長を加速・継続できるよう各種金融機能の維持や制度の拡大について戦略的に推し進めること。

3 相互扶助の理念による協同組織金融機関として地域経済の発展に大きな役割を發揮している信用組合が今後ともその機能・役割を十分果たすことができるよう支援すること。

【 具体的な要望事項 】

1 中小企業資金繰り対策の継続

- (1) 景気対策緊急保証制度の取扱期間を延長すること。
- (2) 農林水産分野の信用補完制度について利用が促進されるよう制度の弾力的運用を行うこと。
- (3) 商工中金が対応している危機対応業務の取扱期間を延長すること。
- (4) 日本政策金融公庫が取り扱っているセーフティネット貸付の取扱期間を延長すること。
- (5) 平成23年3月までの時限措置となっている中小企業金融円滑化法を延長すること。
- (6) 平成22年6月に完全施行された改正貸金業法に関して、引続き周知・PRを行うとともに相談体制について万全の体制を継続すること。

2 中小企業向け金融機能の維持・制度の拡大

- (1) 公的金融機関の機能の堅持
商工中金や日本政策金融公庫の役割、機能が十分に発揮されるよう引続き十分な措置を講じること。
- (2) 高度化事業にかかる事務手続きの簡素化・条件の緩和等
中小企業の新たな事業展開に対してより柔軟に対応可能となるよう条件の緩和や事務手続きの簡素化、また、事業再構築を容易に行うことが可能となる措置を講じること。また、高度化事業の貸付にかかる中小企業基盤整備機構と都道府県の負担割合を4対1とする特別措置を延長すること。
- (3) 中小企業倒産防止共済制度の更なる見直し
共済金の貸付を受ける際に、貸付額の10分の1が掛け金から控除されることについて廃止もしくは緩和すること。
- (4) 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及
営業性資産・知的財産権の活用を積極的に進め、不動産担保や人的保証等に過度に依存しない融資慣行への取組みを一層推進すること。
- (5) 起業・創業に対するリスクマネー供給の下支え
リスクマネーを供給できるプレイヤーの多様化を図り、起業・創業時の資金ニーズに柔軟・迅速に応えられる金融仲介機能を強化すること。

3 地域金融機関の機能の維持

- (1) 信用組合等地域金融機能の維持